

川崎市産業振興関係団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内企業の振興と健全経営の推進を図るため、産業振興事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる団体等（以下「補助事業者」という。）が行う事業で、事業内容は別表1のとおりとする。

- (1) 川崎市工業団体連合会
- (2) 川崎工業振興倶楽部
- (3) 独立行政法人日本貿易振興機構
- (4) 川崎商工会議所
- (5) 公益財団法人川崎市産業振興財団

(補助対象経費及び補助金の算定)

第3条 補助事業にかかる経費のうち、補助の対象となる経費は別表2に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助事業の完了予定日その他補助事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 団体の規則、会員名簿等
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的、内容及び団体の公益認定状況により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金の概算払)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の概算払が必要なときは、交付申請書の添付書類として概算払申請書（第1号様式別紙）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは速やかにその内容を審査し、必要であると認めるときは、概算払の金額を決定し、交付決定通知書にその旨を記載するものとする。
（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要なと認める条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、交付決定通知書（第3号様式）により補助事業者へ通知する。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更又は中止）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項における軽微な変更は、次の各号をいう。

（1）補助事業の目的及び内容を損なわない範囲で、事業期間内において、スケジュールを変更する場合

（2）補助事業の目的及び内容を損なわない範囲で、事業の一部を中止する場合であつて、補助対象経費から該当分を除算する場合

（3）補助事業の目的及び内容を損なわない範囲で、経費の配分を次の範囲で変更する場合

ア 同一経費区分内において変更する場合

イ 経費区分を超えて変更する場合において、当該経費区分の3割を超えて増額し

ない場合

3 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業の変更又は中止の承認）

第10条 市長は、前条の変更申請書及び中止申請書の提出があったときは、承認又は不承認を決定し、承認の場合は、変更・中止承認通知書（第6号様式）により、不承認の場合は変更・中止不承認通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

2 市長は決定を行うに当たり、必要に応じて条件を付することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（第8号様式）を市長あて提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（補助事業の遂行の指示）

第13条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

（市内中小企業者への優先発注）

第14条 補助事業者は、補助金等の交付決定額が100万円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が100万円（税込）を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定は、日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助金には、適用しない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（第9号様式）

(2) 発注実績報告書（第 10 号様式）

(3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第 11 号様式）

2 前項第 2 号に定める発注実績報告書については、補助金等の交付決定額が 1 0 0 万円を超える場合に提出するものとする。

3 前条の規定により市内中小企業者による入札、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

4 補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第 12 号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の 4 月 1 日以降に誓約書（見積書を徴収する時点において、記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない場合に限る）を提出している者を除く。

5 本条第 1 項第 3 号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、還付が発生した場合、すみやかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定等）

第 17 条 市長は、第 15 条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書（第 13 号様式）により通知する。ただし、第 6 条により決定した補助金額又は第 10 条により承認した補助金額から、金額に変更が生じない場合は、確定通知書（第 13 号様式）による通知を省略することができる。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還を命ずる場合、指定した期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（補助金の交付）

第 18 条 補助金は、前条により補助金の額が確定した後、補助事業者からの請求により交付する。

(交付決定の取消し)

第 19 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助の対象となる経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 第 14 条若しくは第 15 条の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 補助金の返還について、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第 21 条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(備品の処分等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年以内に、備品（取得財産のうち、単価 10 万円（税抜き）以上のもの）の廃棄、譲渡又は貸付しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年10月1日前に提出された第2号様式については、なお、従前の例による。

別表 1

事業名	補助金名	補助対象団体	補助要件	補助内容
工業団体 助成事業	川崎市工業 団体連合会 補助金	川崎市工業団 体連合会	川崎市内の中小工業団体の連 合体であり、その活動を補助 し市内中小企業と関係行政機 関等との連携強化、市内中小 企業の振興を図る。	中小企業の工業振興に 関する講演会・見学会 等の開催及び調査研究 等の事業並びに運営に ついて補助する。
	川崎工業振 興倶楽部補 助金	川崎工業振興 倶楽部	市内の主要事業所で組織する 団体であり、その活動を補助 することにより、市内工業の 発展・振興を図る。	企業活動に関連する講 演会・講習会・見学会 等の開催及び行政施 策・法令等の調査研究 等の事業並びに運営に ついて補助する。
日本貿易 振興機構 横浜貿易 情報セン ター補助 事業	日本貿易振 興機構横浜 貿易情報セ ンター補助 金	独立行政法人 日本貿易振興 機構	独立行政法人日本貿易振興機 構が実施する事業に対し、そ の費用の一部を補助し、市内 中小企業の海外展開、海外企 業の対内投資等地域経済活性 化に寄与する。	海外展開支援、海外企 業誘致支援、貿易・投 資相談等の事業に係る 費用の一部を補助す る。
川崎商工 会議所補 助事業	川崎商工会 議所補助金	川崎商工会議 所	地域総合経済団体としての会 議所が実施する中小企業の振 興育成等の事業に対し、その 費用の一部を補助し、地域経 済の活性化を図る。	地域商工業の育成振興 及び国際事業の推進等 について補助する。
公益財団 法人川崎 市産業振 興財団補 助事業	公益財団法 人川崎市産 業振興財団 運営費補助 金	公益財団法人 川崎市産業振 興財団	産業の高度化及び地域産業の 振興を図るため設立された財 団の機能強化を促進し地域経 済の活性化を図る。	当該団体の運営に係る 経費及び産業経済の発 展に寄与する事業につ いて補助する。
	創業・知財 戦略事業補 助金（起業 化総合支援 事業・知的 財産戦略推 進事業）		産業の高度化及び地域産業の 振興を図るため設立された財 団が実施する創業の支援や知 的財産の活用に係る啓発及び 交流等の事業に対し補助し、 地域経済の活性化を図る。	当該団体の実施する講 演会・講習会・交流会 等の開催、専門家の派 遣、調査研究及び広報 等の事業について補助 する。

別表 2

事業名	補助金名	補助対象団体	補助対象経費	
			※第3条の事業の実施に必要な以下の経費	
			経費区分	内訳
工業団体助成事業	川崎市工業団体連合会補助金	川崎市工業団体連合会	人件費	給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費
			旅費交通費	
			需用費	会場使用料、消耗品費、什器備品費、光熱水費、印刷製本費
			役務費	通信運搬費、賃借料、共益費、手数料、保険料
			外部委託費	委託費
			事業費	イベント実施費、団体広報費、負担金
	川崎工業振興倶楽部補助金	川崎工業振興倶楽部	人件費	給料手当
			旅費交通費	
			需用費	消耗品費、什器備品費、光熱水費、図書費
			役務費	通信運搬費、賃借料、手数料
			事業費	イベント実施費
	日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助事業	日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助金	独立行政法人日本貿易振興機構	人件費
旅費交通費				
需用費				会場使用料、消耗品費、印刷製本費
役務費				通信運搬費
外部委託費				委託費、諸謝金
川崎商工会議所補助事業	川崎商工会議所補助金	川崎商工会議所	人件費	給料手当
			旅費交通費	
			需用費	会場使用料、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費
			役務費	通信運搬費、賃借料、使用料、保険料
			外部委託費	委託費、原稿料、諸謝金
公益財団法人川崎市産業振興財団補助事業	公益財団法人川崎市産業振興財団運営費補助金	公益財団法人川崎市産業振興財団	人件費	役員報酬、給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費、退職給付費
			旅費交通費	旅費交通費、燃料費
			需用費	会議費、什器備品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
			役務費	通信運搬費、賃借料、保険料、手数料、広告宣伝費、教育研修費
			外部委託費	諸謝金、負担金、委託費

			租税公課	
創業・知財 戦略事業補 助金（起業 化総合支援 事業・知的 財産戦略推 進事業）	公益財団法人 川崎市産業振 興財団		旅費交通費	旅費交通費、燃料費
			需用費	会議費、什器備品費、消耗品費、印刷 製本費、光熱水費、修繕費
			役務費	通信運搬費、賃借料、保険料、手数 料、広告宣伝費、教育研修費
			外部委託費	諸謝金、負担金、委託費
			租税公課	

川崎市長 様

（申請者）
団体名
所在地
代表者氏名

年度（別表補助金名）に係る交付申請書

年度（別表補助金名）として、次のとおり申請いたします。

記

- 1 目的及び内容
 - (1) 目的
 - (2) 事業内容
- 2 事業期間
- 3 経費の配分及び積算根拠
- 4 交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - (3) 団体の規則、会員名簿等
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 6 概算払申請書（別紙）の有無 （有・無）

様式第1号 別紙（第5条第1項関係）

年 月 日

川崎市長 様

（申請者）
団体名
所在地
代表者氏名

概算払申請書

年度（別表補助金名）として、次のとおり申請いたします。

記

- 1 補助金の交付申請額
- 2 概算払の申請額
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 概算払の積算内訳

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

川崎市長 様

本店所在地
商 号
代表者職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別 (任意)	住所	生年月日

(注1) 氏名にはフリガナを付して下さい。

(注2) 役員等名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

団体名
所在地
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました（別表補助金名）については、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川崎市長名

- 1 交付決定金額 円
（うち概算払額 円）
- 2 補助対象期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。
 - (4) 補助対象経費にかかる消費税の還付を受けたとき。
- 4 補助事業の内容又は経費の配分の変更をし、又は補助事業を中止しようとするときは、変更又は中止申請書を提出すること。また、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書を提出すること。
- 5 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに関係書類を添えて実績報告書を提出すること。
- 6 補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還させる。

第4号様式（第9条第1項関係）

年 月 日

川崎市長 様

（申請者）

団体名

所在地

代表者氏名

年度（別表補助金名）に係る変更申請書

年 月 日付け川崎市指令経○第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容（経費の配分）を変更したいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

第5号様式（第9条第3項関係）

年 月 日

川崎市長 様

（申請者）
団体名
所在地
代表者氏名

年度（別表補助金名）に係る中止申請書

年 月 日付け川崎市指令経○第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業を中止したいので申請します。

- 1 中止の内容
- 2 中止の理由

第6号様式（第10条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

団体名
所在地
代表者氏名 様

川崎市長名

年度（別表補助金名）の変更・中止申請の承認について（通知）

年 月 日付けで変更・中止申請がありました（別表補助金名）につきましては、その内容を審査し、次のとおり承認しましたので通知します。

1 変更の内容

2 承認後の補助対象経費

円

第7号様式（第10条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

団体名

所在地

代表者氏名

様

川崎市長名

年度（別表補助金名）の変更・中止申請の不承認について（通知）

年 月 日付けで変更・中止申請がありました（別表補助金名）につきましては、その内容を審査し、次の理由により不承認と致します。

（理由）

年 月 日

川崎市長 様

（申請者）
団体名
所在地
代表者氏名

年度（別表補助金名）に係る遅延等報告書

年 月 日付け川崎市指令経○第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業が次のとおり遅延したので報告します。

- 1 遅延の内容
- 2 遅延の理由

第9号様式（第15条第1項関係）

年 月 日

川崎市長 様

（申請者）

団体名

所在地

代表者氏名

年度（別表補助金名）に係る実績報告書

年 月 日付け 川崎市指令経○第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり書類を添えて報告します。

1 事業の実績

2 経費の明細

川崎市長 様

（申請者）
団体名
所在地
代表者氏名

年度（別表補助金名）に係る発注実績報告書

年 月 日付け川崎市指令経○第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る発注実績について、次のとおり報告します。

- 1 事業名 ○○○○○
- 2 100 万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約の有無 （ 有 ・ 無 ）
- 3 発注実績（前項が「有」の場合のみ記入。別添とすることも可）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	事業名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
					合 計	

- 3 添付書類
 - (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
 - (2) 市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

※市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者。

川崎市長 様

(申請者)
団体名
所在地
代表者氏名

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1 100万円を超える工事請負、物品の購入、業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約
- 2 発注先 ○○○
- 3 提出する見積書の種類及び数量（辞退届を含む）
市内中小企業者による見積書 ○通
市内中小企業者以外による見積書 ○通
- 4 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施行中や施行後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の理由（内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択

- 5 (6)の理由を選択した場合、その内容

川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱第 15 条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

※市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者。

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名 ○○○○○

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第 2 条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第 4 号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(宛先)

補助事業者名 ○○○○○

補助事業の代表者名 ○○ ○○ 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

※代表者・役員を含む常時雇用されている者の数

第 13 号様式（第 17 条第 1 項関係）

文 書 番 号
年 月 日

団体名
所在地
代表者氏名 様

川崎市長名

年度（別表補助金名）の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました（別表補助金名）につきまして
は、その内容を審査し、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 交付決定通知年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 交付決定額
- 4 補助金確定額
- 5 過払いの補助金の返還命令額・期限